

2025年7月1日

各位

株式会社 関西みらい銀行

遺言信託における「遺贈寄付プラン～みらい結び～」の取扱開始について

りそなグループの関西みらい銀行(社長 西山 和宏)は、遺言信託を活用した新たな遺贈寄付プラン「みらい結び」の取り扱いを本日開始します。

➤ 自身の財産を社会貢献に役立てたいとのニーズにお応えします

近年、少子化の進行により、相続人がいない、または相続人が限られているケースが増加しています。そのような状況の中で「自分の財産を社会のために寄付し、役立てたい」というニーズが高まるのが予想されます。一方で換金が難しい財産については、寄付が困難なケースも多く、お客さまの「想い」に添えないことも想定されます。こうした課題に対応し、お客さまの「想い」に応えるため、当社は不動産などの換金が難しい財産も含む遺贈寄付の取り扱いに実績を持つ公益財団法人京都地域創造基金およびREADYFOR 株式会社と協定を締結しました。お客さまの「想い」に沿った寄付先への円滑な遺贈寄付を実現する体制を整備し、地域の社会課題解決に貢献します。

【イメージ図】

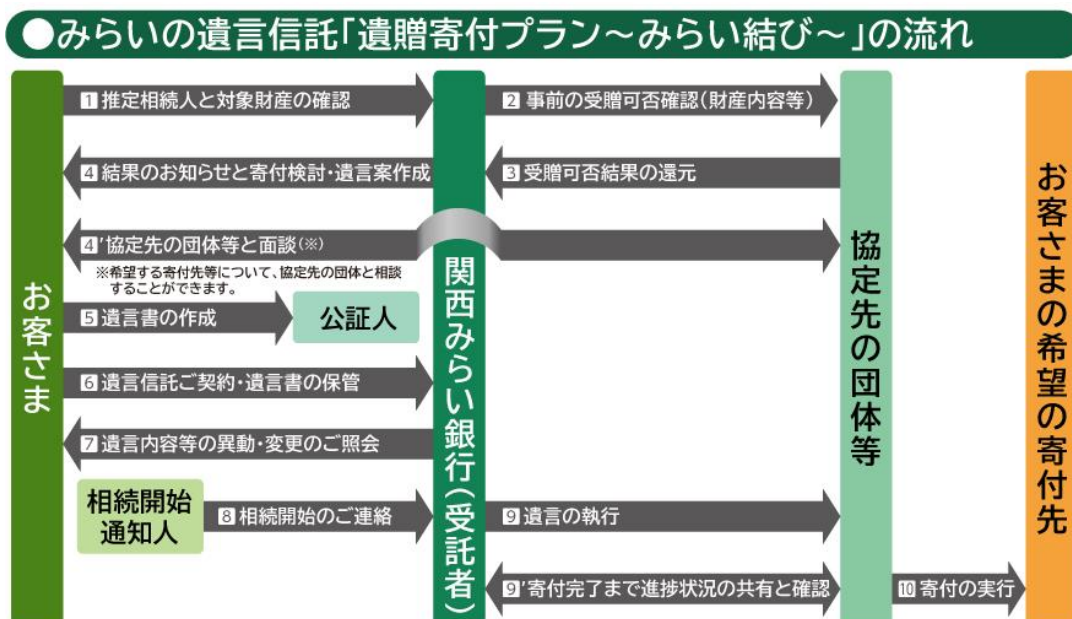


※上記は社会貢献活動の一例として記載したものです

➤ 不動産等の財産をお持ちの方でも寄付が可能です

お客さまの「想い」を込めた遺言書を作成することで、円滑な遺贈寄付の実現が可能です。不動産を含む寄付は、寄付先が受け入れを拒むことも多い中、協定先団体等を通じて換価・換金を行い金銭として寄付する仕組みを整えています。これによりお客さまの「想い」を実現するだけでなく、地域の空き家対策にもつながります。また遺言書の効力発生時に寄付先が存続していない場合でも、協定先団体等が類似の団体を選定することで、お客さまの想いを確実に次世代につなぎます。

【スキーム図】



以上